

発行：社会福祉法人洋野町社会福祉協議会

本所：〒028-7914 岩手県九戸郡洋野町種市23-27-1 TEL65-5360 FAX65-5450

大野事務所：〒028-8802 岩手県九戸郡洋野町大野56-78-30 TEL77-2180 FAX77-2181

ホームページ：<https://hirono-shakyo.or.jp>

## 今年も共同募金運動にご協力をお願いします！

# 支える人も支える募金



あなたの町の困りごとの解決のために、奮闘している人たちがいます。  
誰かのために真剣に向き合っている人たちがいます。  
集まった募金は、そんな彼らの活動をはじめとした、  
地域をより良くする取り組みに使われています。

## 赤い羽根共同募金



### 主な内容

	ページ
赤い羽根共同募金運動について……………	2～3
日常生活自立支援事業のご案内……………	4
生活福祉資金貸付制度のご案内……………	5
認知症伴走型支援事業のご案内……………	6
民生委員・児童委員活動の紹介……………	7
ふくし情報コーナー・社協会費納入のお礼と報告……	8

この広報紙は、共同募金の助成により発行しています。

今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まりました。共同募金運動は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、国民一人ひとりのたすけあい精神に基づく募金運動です。

今年も町民皆さまの温かいご理解ご協力をよろしくお願いたします。  
(関連記事2～3ページ)

# 「地域の福祉、みんなで参加」

りました。町民皆さまのご理解ご協力をお願いします！！

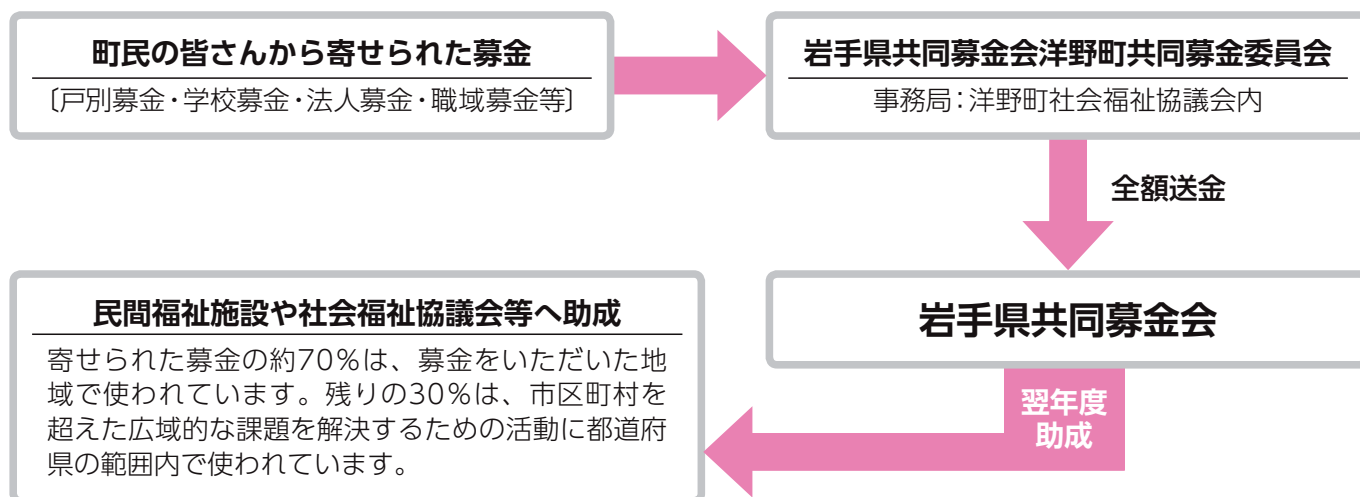
10月1日から全国一斉に『共同募金運動』が始まりました。

今年も街頭募金をはじめ、戸別募金、学校募金、職域募金などの方法で10月1日から12月31日までの3ヶ月間、募金活動を実施いたします。町民皆さまの温かいご理解ご協力をお願いします。

## 洋野町の今年の目標額は 4,865,000円

(赤い羽根共同募金運動2,914,000円、歳末たすけあい運動1,951,000円)

### 赤い羽根共同募金の流れ



## 洋野町における赤い羽根共同募金の使いみち

令和6年度の共同募金運動に寄せられた募金のうち、町社会福祉協議会では、1,887,265円の助成を受け、令和7年度において次の事業を実施するために有効に活用させていただきます。

### ○在宅福祉活動のために

- ・一人暮らし高齢者給食サービス事業
- ・ふれあいいきいきサロン

### ○社会参加活動のために

- ・一人暮らし高齢者の集い

### ○団体援助活動のために

- ・子ども食堂支援事業

### ○広報調査活動のために

- ・社協だより発行
- ・ふれあいサロンだより発行

### ○福祉のまちづくりのために

- ・地域福祉団体助成事業
- ・福祉まつり

### ○ボランティア活動のために

- ・ボランティア活動参加促進事業





# 赤い羽根共同募金運動

10月1日▶12月31日

10月1日から全国一斉に「共同募金運動」が始まる



## ～募金の取り組み方法について～



### 戸別募金



行政推進員さんを通じて各世帯に赤い羽根を配布して、募金のご協力をお願いします。

### 街頭募金



町内のボランティアの方々にご協力をいただき、街頭で募金のご協力を呼びかけます。

### 学校募金



福祉教育を目的に町内小・中・高等学校の児童・生徒へ募金のご協力を呼びかけます。

### 法人募金



町内の企業等で共同募金運動の趣旨にご理解をいただき、ご協力いただく募金です。

### 職域募金



官公庁や団体等で働いている皆さんに募金のご協力をお願いします。

### 窓口募金



町内店舗等に募金箱を設置していただき、募金のご協力をお願いします。

### イベント募金



町内のイベント等で来場者の皆さんに募金のご協力を呼びかけます。

### 歳末たすけあい運動

12月1日～12月31日

12月1日から12月31日までの期間は、歳末たすけあい運動を実施します。

引き続き、町民皆さまのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



### 共同募金に関するお問い合わせ先

町共同募金委員会（町社会福祉協議会内）

本 所：TEL 65-5360 FAX 65-5450  
大野事務所：TEL 77-2180 FAX 77-2181

# 日常生活自立支援事業のご案内

高齢の方や障がいがある方が地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、また、それに伴う日常的金銭管理などを行う事業です。

## 1. どんな人が利用できるの？

自分ひとりで判断することに不安な方やお金の管理に困っている方など

例えば…

- 介護保険関係の書類がたくさんくるけど、どう手続きしたらいいかわからない
- 福祉サービスを使いたいけど、どうすればいいかわからない
- 計画的にお金を使いたいけどいつも迷ってしまう
- 最近物忘れが多くて預金通帳をちゃんとしまったかいつも心配

## 2. どんなサービスが受けられるの？

### 1. 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。



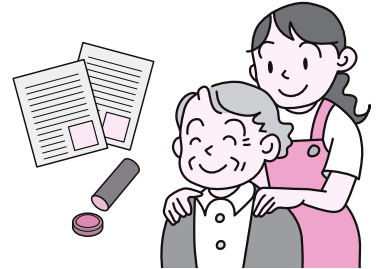
### 2. 日常的金銭管理サービス

毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

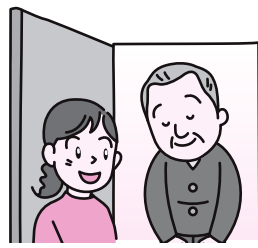


### 3. 書類等預かりサービス

大切な印鑑や証書などを安全な場所でお預かりします。



## 3. サービスの利用手続きはどうすればいいの？



### 1. 相談の受付

まず、社会福祉協議会にご連絡ください。ご本人以外でも、ご家族など身近な方、民生委員などを通じてのお問い合わせにも対応します。

### 2. 相談打ち合わせ

専門員がご自宅を訪問し、親身になってご相談に応じます。ご相談に当たってはプライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。

### 3. 契約書・支援計画の作成

お困りのことやご希望などご本人の意向を確認しながら、支援計画を作成します。その後、契約内容等をご提案します。

### 4. 契約・サービス開始

契約内容・支援計画に納得いただければ、利用契約を結びます。契約後、支援計画に沿って、生活支援員がサービスを提供します。

## 4. サービスの利用に費用はかかりますか？

ご相談は無料です。……ご相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。

サービスは有料です。……福祉サービス利用援助、金銭管理などのサービスを利用する際は料金がかかります。1回1時間あたりおおむね1,300円です。

※生活保護を受けている方は無料です。

# 生活福祉資金 貸付制度

この制度は、所得の少ない世帯、障がいのある人や介護を要する高齢者が同居している世帯に対して、低い利子（一部無利子）でお金を貸し付けることによって、経済的自立と生活意欲の助長を図り、社会参加の促進を図る貸付制度です。

## ○ご利用いただける世帯

低所得世帯／障がい者世帯／高齢者世帯／生活保護世帯

## ○連帯保証人

原則として必要。ただし連帯保証人なしでも貸付可能な場合があります。

## ○貸付利子

連帯保証人を立てた場合は無利子／連帯保証人を立てない場合は年1.5%（教育支援資金と緊急小口資金については、連帯保証人の有無にかかわらず無利子）

## ○延滞利子

期限までに償還できない場合は、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

※ 他の公的貸付制度等の貸付を受けることが可能な場合は、他制度を優先していただけます。（母子父子寡婦福祉資金貸付制度、日本学生支援機構による奨学金など）

※ この貸付資金は、生活の安定や立て直しを図ることを目的としていますので、お住まいの地区の民生委員が支援・相談にあたります。

資金の種類	貸付限度額
1 総合支援資金 … 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計相談支援等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立を見込まれる世帯に貸し付ける資金 ※利用するためには、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、資金貸付の実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していただく必要があります。	
生活支援費 ・生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内
住宅入居費 ・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内
一時生活再建費 ・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内
2 福祉資金 … 低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯等に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金	
福祉費	
生業を営むために必要な経費	460万円以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	580万円以内(技能習得期間による)
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内
障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	230万円以内 (療養期間による)
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	230万円以内 (介護サービスを受ける期間による)
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内
冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内
緊急小口資金 ・緊急的かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合に貸し付ける資金 ※利用するためには、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、資金貸付の実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していただく必要があります。	10万円以内
3 教育支援資金 … 低所得世帯等に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金	
教育支援費 ・高校、大学、高等専門学校等への就学に際し必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内
就学支度費 ・高校、大学、高等専門学校等への入学に際し必要な経費	50万円以内
4 不動産担保型生活資金 … 一定の居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金	
不動産担保型生活資金 ・低所得の高齢者世帯対象	月30万円以内 宅地評価額の7割程度
要保護世帯向け不動産担保型生活資金 ・要保護の高齢者世帯対象	居住用不動産の評価額の7割程度 (生活扶助額の1.5倍以内)

# 認知症伴走型支援事業のご案内

洋野町社会福祉協議会では、町から委託を受け「認知症伴走型支援事業」を実施しています。認知症のご家族等を介護されている方、若しくはご本人様の“お話を傾聴し”“寄り添い”“応援”します。どうぞお気軽にお問い合わせください。

認知症の家族をこれから  
どうすればいいか、相談  
したい

毎日毎日、介護・・・  
だれかに話を聞いて  
ほしい

わたし。。。。  
最近忘れっぽくなった  
気がして心配・・・

なにかいい手だてが  
ないかしら・・・

認知症介護の心配ごと  
など・  
私たちに聞かせてくれ  
ませんか

会 場：大野福祉センター他  
曜 日：毎週月・木・金曜日  
時 間：9時～13時  
（ご希望に応じて、開設日又は  
開所時間の変更可）  
料 金：無 料  
☆介護福祉士が会場または「ご  
自宅」に訪問して対応します

お茶しながらなんて、久々の  
お出かけ気分だなー



洋野町社会福祉協議会大野事務所 ☎0194-77-2180

# 民生委員・児童委員活動の紹介

## ～洋野町民生委員児童委員協議会（民児協）の取り組み～

民児協は、一人ひとりの民生委員・児童委員を会員とする組織であり、個々の委員活動を支える役割を果たしています。洋野町民児協（会長：高城岩雄）では、現在、委員55名、主任児童委員3名の合計58名により組織されており、月1回程度の「定例会」を開催し、委員同士の連携を図るとともに、各種制度の把握や知識を習得するため、様々なテーマで研修会を実施し、地域住民が抱える課題に対応できるよう学びを深めています。ほかにも5月12日の「民生委員・児童委員の日」に合わせて、のぼり旗の設置や一斉訪問、各小学校においてあいさつ運動を実施しています。また、町が主催している洋野町歳祝敬老会では、会場の設営や送迎等に協力しているほか、毎年趣向を凝らし余興を披露し慶祝者をお祝いしているとともに、委員活動をPRしています。

このように、洋野町民児協では、地域の身近な相談相手である委員の活動を支援するために、委員活動の充実に努めています。（事務局：町社会福祉協議会Tel65-5360）

## ～活動の様子～



研修会



グループワーク



町歳祝敬老会での余興披露



あいさつ運動

# ふくし情報コーナー

## ～ Information ～

このページに関するお問い合わせは

◇町社会福祉協議会まで

本 所：☎65-5360

大野事務所：☎77-2180

## 赤い羽根募金自動販売機設置協力者募集

### ～自動販売機の設置で地域貢献～

岩手県共同募金会洋野町共同募金委員会では、地域福祉を推進するための財源確保のため、「赤い羽根自動販売機」の設置推進に取り組んでいます。この自動販売機は、清涼飲料水の自動販売機による売り上げの一部を寄付していただくもので、この募金は「ふれあいいきいきサロン事業」「一人暮らし高齢者給食サービス事業」等、設置した地域の様々な地域福祉活動に活用されます。



赤い羽根自動販売機（イメージ）

#### 設置に必要なもの

- ・設置場所の提供 約1㎡（スペースに応じた自販機が選べます）
- ・月々の電気代（販売業者や自動販売機のタイプ等により異なります）

#### 設置のメリット

- ・自動販売機の管理（メンテナンス・在庫管理・商品補充・空き缶回収等）は販売業者が行うため、設置者は時間や手間をかけずに地域貢献をすることができます。
- ・売り上げに応じて所定の販売手数料が販売業者から設置者へ支払われます。

※自動販売機は無償貸与され、設置に伴う費用も無料です。

※販売業者は、㈱伊藤園、グイードドリンク㈱、みちのくココ・コーラボトリング㈱などから選ぶことができます。

※売り上げの一部が共同募金会に寄付されます。寄付の割合は、販売業者により異なります。

#### お問い合わせ先

町共同募金委員会（町社会福祉協議会内）

本 所：TEL 65-5360 FAX 65-5450

大野事務所：TEL 77-2180 FAX 77-2181

## 令和7年度 洋野町社会福祉協議会会費納入のお礼と報告

令和7年度社協会費の納入について、町民の皆様より多大なご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。皆様よりご協力いただいた会費は、町の地域福祉推進のための貴重な財源として有効に活用させていただきますので、今後とも当協議会へのご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

また、社協会費の取りまとめ等にご協力をいただいた、行政推進員及び月番・班長の皆様に深く感謝申し上げます。

**総額 4,881,000円** ※令和7年10月1日現在

**一般会費 4,825,000円** (4,825件分)

●一般会費とは…

町内の各世帯 1世帯あたり1,000円

**賛助会費 56,000円** (28件分)

●賛助会費とは…

- ・本会の趣旨に賛同してくださる篤志者等 1,001円以上
- ・本会役員及び評議員 2,000円

町民皆様よりご協力をいただいた会費は、  
町の地域福祉推進のために下記のような事業等に有効に活用します。

●地域での福祉活動のために…

●児童生徒のボランティア教育推進のために…

●地域福祉やボランティアに関する各種研修事業のために…

●社協運営事業のために…